

令和 8 年度 税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（経済産業省経済産業政策局投資促進課・商務情報政策局情報経済課デジタル取引環境整備室）

項 目 名	国境を越えた EC 取引に係る消費課税の在り方の検討		
税 目	消費税		
要 望 の 内 容	国内事業者と国外事業者の間における課税の公平性や競争条件の中立性確保の観点から、国境を越えた EC 取引に対する消費課税の在り方について検討する。		
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的 近年、グローバル化やプラットフォーム経済の発展により、国外事業者が容易に他国市場へアクセスできるようになり、国境を越えた EC 取引に係る市場規模の拡大が続いている。またこうした取引による国外事業者からの少額貨物の輸入も急増している。 諸外国では、プラットフォーム事業者を介した物販に対する付加価値税について、付加価値税の効果的かつ効率的な課税を確保するとともに、税務当局、プロバイダー及び消費者の負担を軽減する観点から、プラットフォーム事業者に申告・納税を求める制度が既に導入されている。また、少額輸入貨物の免税制度についても見直す動きが広がっている。 我が国においても、諸外国における制度や執行上の課題、プラットフォーム運営事業者の役割等を踏まえ、事業者の事務負担や税務当局の執行可能性に配慮しつつ、国内外の事業者間の競争条件の公平性と中立性の観点から、国外事業者の効果的かつ効率的な課税を確保するための方策の導入に向けた具体的な検討を進める。 (2) 施策の必要性 国外事業者が、プラットフォーム事業者が管理する国内倉庫に一旦納めた商品について EC サイトを通じて販売する場合、国外事業者が国内販売に係る消費税の納税義務を負うが、多くの無申告が生じているおそれがある。 また、EC サイトを通じて販売した商品を国外事業者が国内消費者に直送する場合、少額な貨物が免税対象とされているほか、課税価格の計算上有利に取り扱われる。 これらの取引について国内事業者との間に競争上の不均衡が生じているおそれがある。 今後も、国境を越えた EC 取引は大きく拡大していくことが見込まれている中、国外事業者の適切な納税を担保し、国内外の事業者間における課税の公平性を実現することによって、国内外の競争条件の中立性を確保することは喫緊の課題である。		
	平年度の減収見込額	— 百万円	
	（制度自体の減収額）	（ — 百万円）	
	（改正増減収額）	（ — 百万円）	

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	2. 対外経済関係の円滑な発展
		政策の達成目標	—
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	—
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	—

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		—